

## 訪問看護ステーションらく 訪問看護利用料（医療保険）規定料金表

令和7年10月1日現在

## 基本料金

項目				週3日 目まで	30分以上 30分未満	5550円 4250円	555円 425円	自己負担割合							
								1割	2割	3割					
精神科訪問 看護基本療養費（1回につき）	(I)	看護師等による訪問	週3日 目まで	30分以上	5550円	555円	1110円	1665円							
				30分未満	4250円	425円	850円	1275円							
			週4日 以上	30分以上	6550円	655円	1310円	1965円							
				30分未満	5100円	510円	1020円	1530円							
	(III)	同一建物への訪問	週3日 目まで	30分以上	5550円	555円	1110円	1665円							
				30分未満	4250円	425円	850円	1275円							
			週4日 以上	30分以上	6550円	655円	1310円	1965円							
				30分未満	5100円	510円	1020円	1530円							
		看護師等 3人/同一日	週3日 目まで	30分以上	2780円	278円	556円	834円							
				30分未満	2130円	213円	426円	638円							
			週4日 以上	30分以上	3280円	328円	656円	984円							
				30分未満	2550円	255円	510円	765円							
(VI)	入院中の外泊時の訪問				8500円	850円	1700円	2550円							
訪問看護管理療養費	月の初回日		機能強化型（I）～（III）以外			7440円	744円	1488円	2232円						
	2回目以降（1回につき）				3000円	300円	600円	900円							
訪問看護医療DX情報活用加算（1月につき）					50円	5円	10円	15円							
訪問看護ベースアップ評価料（I）（1月につき）					780円	78円	156円	234円							

※注1 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

## 加算料金

※病状や訪問条件によっては以下の料金が加算されます。現在、実施していない加算も表に含まれています。

加算項目				費用総額	自己負担割合				
					1割	2割	3割		
精神科複数名訪問 看護加算	看護師+ 看護師等	1回/日	4500円	450円	900円	1350円			
			9000円	900円	1800円	2700円			
		3回以上/日	14500円	1450円	2900円	4350円			
	看護職員+看護補助者又は精神保健福祉士		3000円	300円	600円	900円			
精神科緊急訪問看護加算（1日につき1回まで）				2650円	265円	530円	795円		
退院時共同指導加算				8000円	800円	1600円	2400円		
退院支援指導加算				6000円	600円	1200円	1800円		

精神科難病等複数回訪問加算	2回/日	4500円	450円	900円	1350円
	3回以上/日	8000円	800円	1600円	2400円
精神科長時間訪問看護加算（月1回）		5200円	520円	1040円	1560円
夜間・早朝訪問看護加算（1回につき）		2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（1回につき）		4200円	420円	840円	1260円
在宅患者連携指導加算（月1回）		3000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月1回）		2000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		2500円	250円	500円	750円
精神科重症患者支援管理連携加算（月1回）	(イ)	8400円	840円	1680円	2520円
	(ロ)	5800円	580円	1160円	1740円

### 任意項目

訪問看護情報提供療養費（I）～（III）（月1回）	1500円	150円	300円	450円
---------------------------	-------	------	------	------

### 交通費

事業所から訪問先までの交通費の実費をとし、1キロメートルあたり30円（消費税含む）を徴収する。

### キャンセル料

正当な理由がなく訪問看護の提供をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日17時まで	不要
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

### 精神通院医療対象者の自己負担額一覧表

所得区分	世帯所得状況	月額負担上限	「重度かつ継続」の場合の上限
生活保護	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市民税非課税世帯であって、受給者の収入が80万円以下	2500円	2500円
低所得2	市民税非課税世帯であって、受給者の収入が80万円より上	5000円	5000円
中間所得1	市民税納税額が3万3000円未満	「高額療養費制度」の限度額が上限	5000円
中間所得2	市民税納税額が3万3000円～23万5000円		10000円
一定所得以上	市民税納税額が23万5000円以上	対象外	20000円